

社会福祉法人愛知三愛福祉会 居宅介護支援事業所さんあいの運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛知三愛福祉会（以下「当法人」という。）が開設する居宅介護支援事業所さんあい（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 居宅介護支援事業所さんあい
- ② 所在地 愛知県日進市米野木町南山987-104

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所及び自宅
- ② 使用する課題分析票の種類 愛介連版
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所及び自宅
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回程度
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 150円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 300円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、日進市、みよし市、東郷町とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させ

るため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第10条 提供した居宅介護支援に対する利用者からの苦情・ハラスメントに迅速に且つ適切に対応する為、相談窓口設置の他必要な措置を講ずるものとする。

(事業継続計画)

第11条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定すると共に、その計画にしたがい、必要な研修および訓練を実施するものとする。

第12条 感染症の予防及び、蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等において、その対策を協議し、対応指針を整備する。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(虐待の防止)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（オンラインによる開催も可とする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員その他の職員に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、介護支援専門員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

この規程は、平成23年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 9月13日から施行する。

この規程は、令和 2年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。